

# 平成30年度 成田市国民保護協議会 会議概要

## 1. 開催日時

平成30年11月2日（金）14時00分から14時40分

## 2. 開催場所

成田市花崎町760番地  
成田市役所6階 大会議室

## 3. 出席者（敬称略）

成田市長 小泉一成  
農林水産省関東農政局千葉県拠点総括農政推進官 今宮吉男  
国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所所長 八尾光洋  
国土交通省東京航空局成田空港事務所空港長 石井靖男  
千葉県成田警察署警備課係長 松田淳  
千葉県成田国際空港警察署警備係長 桜井正明  
陸上自衛隊第一空挺団第1普通科第1係主任 石原宏之  
千葉県印旛健康福祉センター成田支所長 吉森和宏  
千葉県水道局船橋水道事務所成田支所長 本田和弘  
成田市副市長 関根賢次、成田市副市長 小幡章博  
成田市教育委員会教育長 関川義雄、成田市消防長 大谷昌利  
成田市企画政策部長 宮田洋一、成田市総務部長 野村弘充  
成田市空港部長 山田明彦、成田市環境部長 石井益実  
成田市福祉部長 高田順一、成田市健康こども部長 菱木澄子  
成田市土木部長 後藤行也、成田市都市部長 三橋道男  
成田市水道部長 後藤勝  
東京電力パワーグリッド(株)成田支社副支社長 萩谷義明  
東京ガス(株)佐倉支社副支社長 湯浅秀明  
東日本高速道路(株)関東支社千葉管理事務所工務課長 外崎浩  
成田国際空港(株)オペレーションセンター長 安田篤史  
日本航空(株)成田空港支店総務部マネージャー 八木悦子  
全日本空輸(株)成田空港支店マネージャー 葉梨広  
成田赤十字病院医療社会事業部長 藤江伸治  
印旛郡市歯科医師会副会長 林田弘毅  
NAA セーフティサポート(株)取締役 菊池諭  
成田市消防団長 村島義則、成田市区長会長 宮崎廣文

事務局

成田市危機管理課

課長 石毛直樹、危機管理専門官 赤羽敏夫、主幹 酒井宏幸  
係長 神崎裕一、主査 長谷川洋一、主査 関口正樹

#### 4. 議題

「国民保護計画の修正について」

#### 5. 議事（要旨）

成田市国民保護計画を修正するにあたり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第39条第3項の規定に基づき、成田市国民保護協議会委員に修正内容の要旨を説明し、意見を伺ったもの。

##### 【説明内容】

##### ○ 国民保護法とは

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）は、我が国に対する外部からの武力攻撃や大規模なテロ等の事態において、国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるように、国、県、市の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要事項を定め、国全体として万全の体制を整備し、「国民の保護のための措置」を的確かつ迅速に実施することを目的とし平成16年9月に施行されました。

##### ○ 成田市国民保護計画とは

成田市国民保護計画は、武力攻撃事態等において、国の方針に基づき、市が国・県・他の市町村や関係機関等と連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ定めておくものです。

武力攻撃等に対し、本市が警報の伝達、避難誘導及び救援等を的確・円滑に行い、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小にすることを目的としています。

平成16年の国民保護法の施行に伴い、都道府県及び市町村は、国民保護計画を作成することが義務付けられ、本市では、国民保護法、その他法令、「国民の保護に関する基本指針」（以下、「基本指針」という。）及び千葉県国民保護計画に基づき、平成19年4月に「成田市国民保護計画」を策定しております。

○ 成田市国民保護計画の構成

第1編 総 則

（市の責務、基本方針、市の地理的・社会的特徴など）

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

（組織及び体制の整備、基礎的情報の把握、対策本部の設置、関係機関相互の連携、避難住民の誘導など）

第3編 緊急処理事態への備えと対処

（対策本部の設置、関係機関相互の連携など）

第4編 復 旧 等

（応急の復旧、武力攻撃災害の復旧など）

○ 見直しの経緯及び修正について

国が定める基本指針の変更や千葉県国民保護計画等の改正があり、平成29年8月には国より、基本指針等の内容の市町村国民保護計画への反映等についての通知がありましたことから、本市においても、これらの変更等に基づき計画を修正するとともに、地域防災計画との整合を図るなど、所要の事項も併せて変更を行うものです。

【国の国民保護基本指針変更に関するもの】

(1) 新たなシステム活用に関するもの

①緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t)

国や県等と国民保護に関する緊急情報を通信するために、「緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t)」を活用する旨を新たに記載しました。

②全国瞬時警報システム (J - A L E R T)

国民保護情報等の緊急情報が「全国瞬時警報システム (J - A L E R T)」により、瞬時に国から送信され、防災行政無線等で迅速に伝達する旨を新たに記載しました。

③武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム (安否情報システム)

市は、収集・整理した安否情報を「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム (安否情報システム)」への入力により適時県へ報告する旨を新たに記載しました。

(2) 関係機関との連携に関するもの

①武力攻撃事態等合同対策協議会

市が国の現地対策本部や県の国民保護対策本部等と情報交換や相互協力を行うため、武力攻撃事態等合同対策協議会に参加する旨を新たに記載しました。

②大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設等に滞在する者等の避難を円滑に実施できるよう、大規模集客施設等の管理者等と連携して対策をとる旨を新たに記載しました。

## 【災害対策基本法及び成田市地域防災計画の変更に関するもの】

### (1) 災害対策基本法に関するもの

#### ① 「災害時要援護者」から「要配慮者」又は「避難行動要支援者」への 名称変更

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方を「要配慮者」に、そのうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を「避難行動要支援者」に名称を変更しました。

### (2) 成田市地域防災計画の変更に関するもの

#### ① 市災害対策本部の構成及び事務分掌の修正に伴う変更

市災害対策本部の構成及び事務分掌の修正に伴い、市国民保護対策本部の構成及び事務分掌を変更しました。

#### ② 代替庁舎の変更

市庁舎が被災した場合等、市国民保護対策本部を市庁舎内に設置できない場合の代替庁舎について変更しました。

## 【その他の変更に関するもの】

### (1) 人口、気象データ等の更新に関するもの

### (2) 外郭団体の名称等に関するもの

### (3) 文言等に関するもの

## ○ 修正素案に対する意見と対応について

本年8月に、国民保護協議会委員に成田市国民保護計画の修正素案を予め提示し、意見を伺ったところ1名の委員から意見を頂いた。意見に対する対応として「頂いた意見のとおり修正」をした旨の説明を行った。

○ パブリックコメントの実施概要について

本年9月から10月にかけて、パブリックコメントを実施した。公表した修正案に対し、意見等はなかった。

**6. 質疑等**

なし

**7. その他**

「成田市国民保護計画」については、今後、千葉県知事と協議し、及び成田市議会へ報告をした後に、委員の皆様へ送付する旨伝える。

**8. 傍聴**

1名

**9. 次回開催日時（予定）**

未定